

2. 医療・介護の体制整備に係る協議の場の役割等の整理について

ご確認いただきたい事項について

- ① 医療・介護の体制整備に係る協議の場に際し自治体関係者間において事前に整理・調整すべき事項について
- ② 介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量に関する考え方の整理について
- ③ 市町村別の推計データの考え方について
- ④ 一般病床から生じる新たなサービス必要量の受け皿の考え方について
- ⑤ 療養病床から生じる新たなサービス必要量の受け皿の考え方について
- ⑥ 目標の中間見直しについて

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針 抜粋

第9回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料2（一部改変）
(H29.2.17)

平成26年9月12日告示
平成28年12月26日一部改正

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

(前略)また、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画については、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるが、これらの計画の整合性を確保するためには、当該年度を見据えつつ、それぞれの計画において、医療及び介護の連携を強化するための以下の取組を推進していくことが重要である。

1 計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、**関係者による協議の場を設置**し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

2 計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏（一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。）と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域（介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。）を、可能な限り一致させるよう、平成30年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。（後略）

3 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。特に、**病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要**である。**市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。**

医療・介護の体制整備に係る協議の場について

第9回医療計画の見直し等に関する検討会 資料2（一部改変）
(H29.2.17)

（医療計画の作成について）

- 医療計画の作成にあたっては、都道府県医療審議会、市町村、保険者協議会の意見を聞くことされている。

また、医療審議会の下に、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域医師会等の有識者、都道府県、市町村等で構成する作業部会を設け、目標等についての協議を行うこととしている。

（介護保険事業（支援）計画の作成について）

- 介護保険事業（支援）計画の策定にあたっては、保健医療関係者、福祉関係者等からなる介護保険事業（支援）計画作成委員会等を設け、記載事項についての協議を行うこととしている。

【医療・介護の体制整備に係る協議の場について】

- 協議の場については、上記の審議会等で議論する前段階として、自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とする。

※それぞれの計画の最終的な議論は、医療審議会や作業部会、介護保険事業（支援）計画作成委員会等において、それぞれ行う。

- 協議の場は、二次医療圏単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域も可能とする。

また、地域医療構想調整会議の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

→ なお、協議が円滑に進行するよう、自治体関係者間において事前に整理・調整すべき事項を別途設定し、提示する。

① 医療・介護の体制整備に係る協議の場に際し
自治体関係者間において
事前に整理・調整すべき事項について

自治体関係者間において事前に整理・調整すべき事項

第9回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料2（一部改変）
(H29.2.17)

- 医療計画と介護保険事業(支援)計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが、協議の場を設置する目的である。
特に、医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と、介護保険事業(支援)計画に掲げる介護の見込み量を整合的なものとすることが求められる。
- 目的に鑑みて、以下の事項について、事前に調整することが必要ではないか。



調整事項

(1) 医療計画と介護保険事業(支援)計画で対応すべき需要について

整合的な整備目標・見込み量の前提となる将来の医療需要について、外来医療での対応を目指す部分、訪問診療での対応を目指す部分と、介護サービス(施設サービス、居宅サービス)での対応を目指す部分との調整を行う。

(2) 具体的な整備目標・見込み量の在り方について

将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県で役割分担の調整を行う。

訪問看護ステーションの地域偏在等により、市町村を越えた広域的な調整が必要な場合は、都道府県が積極的に支援する。

(3) 目標の達成状況の評価について

次期計画(第7次医療計画の中間見直しと、第8期介護保険事業(支援)計画)の策定に向け、両計画の目標・見込み量の達成状況を適宜共有する。

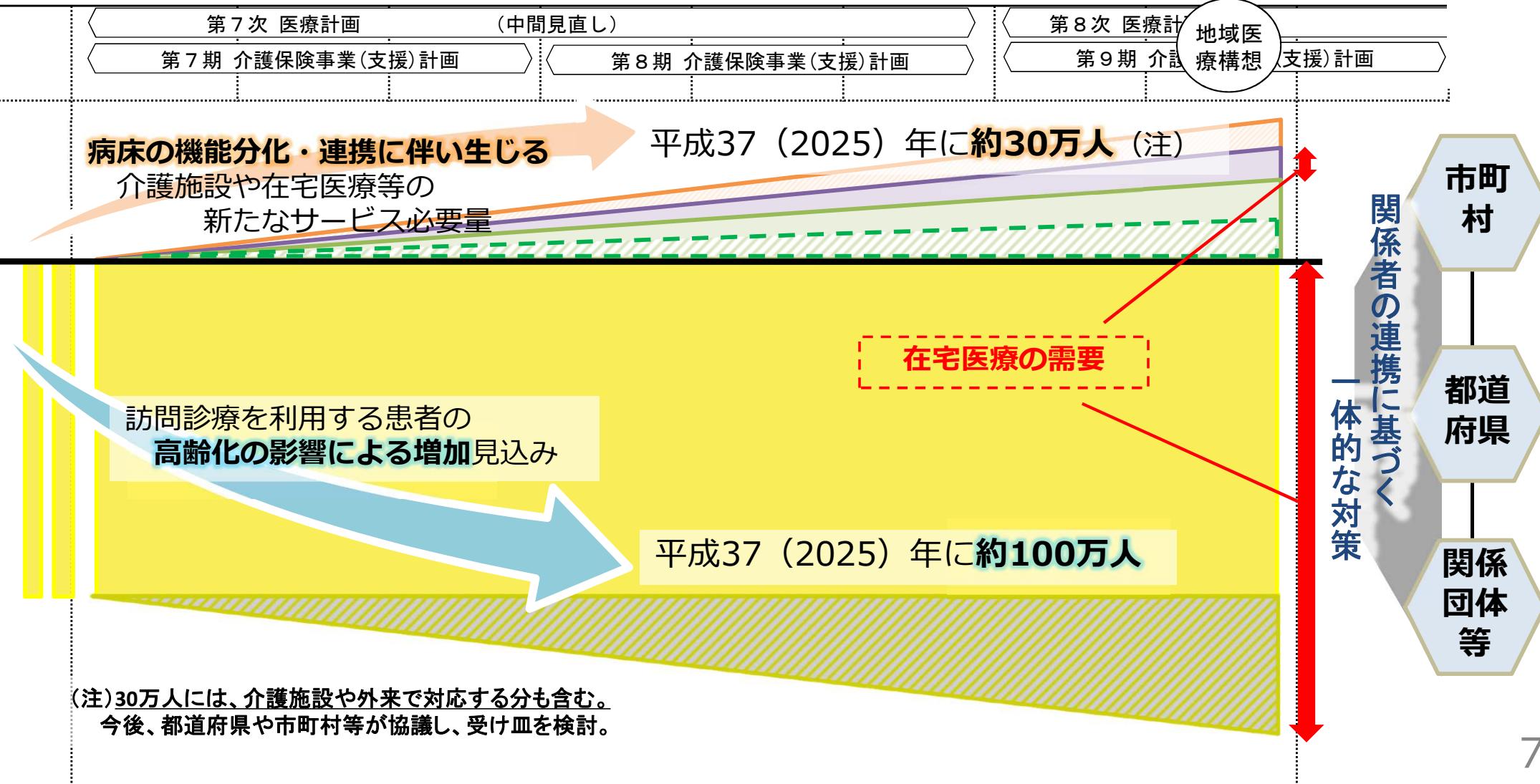
② 介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量に関する考え方の整理について

2025年に向けた在宅医療の体制構築について

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29. 6.30)

- 2025年に向け、在宅医療の需要は、「**高齢化の進展**」や「**地域医療構想による病床の機能分化・連携**」により**大きく増加**する見込み。
- こうした需要の増大に確実に対応していくための提供体制を、**都道府県・市町村、関係団体が一体となって構築**していくことが重要。

29 30年度 31 32 33 34 35 36 37 38年度

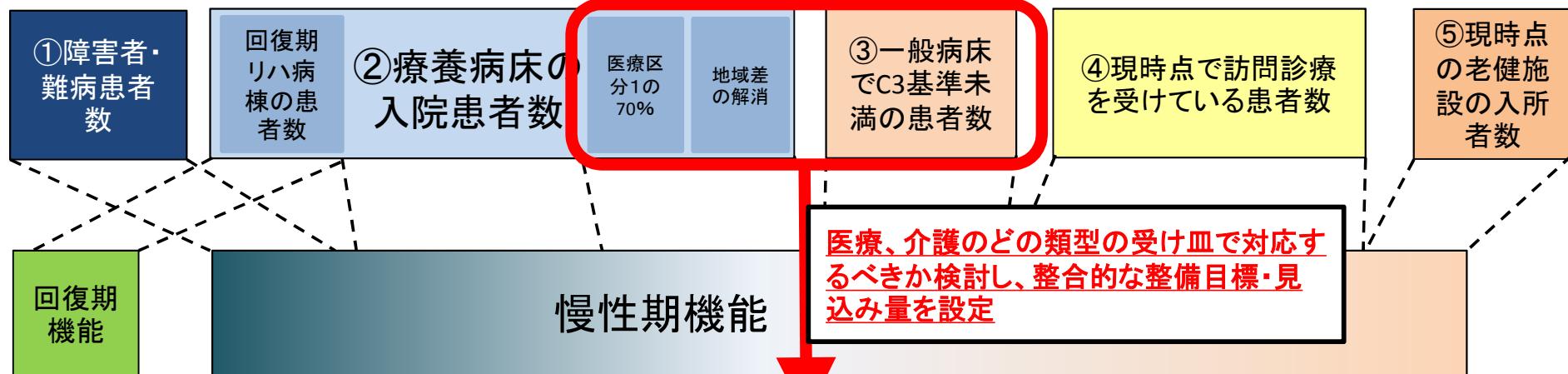


介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量の考え方について

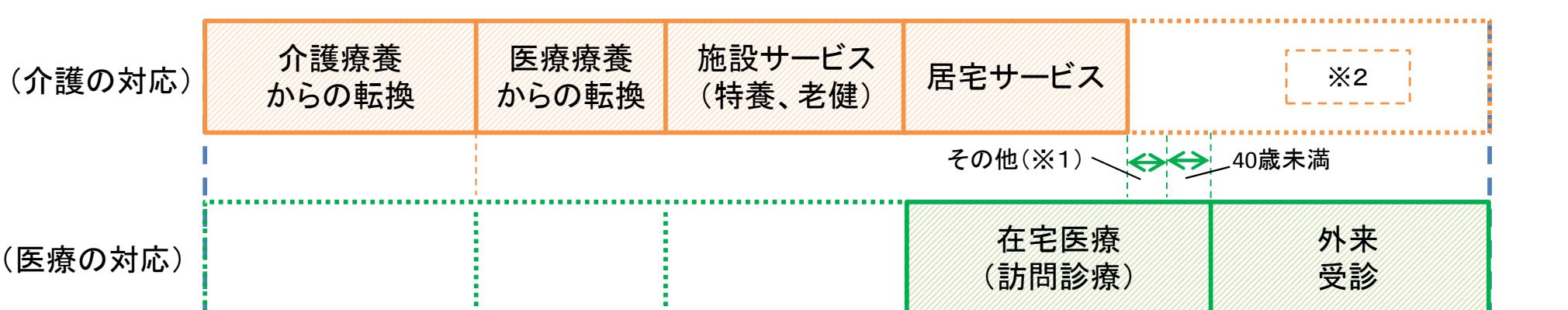
第10回医療計画の見直し等に
に関する検討会 資料1（一部改変）
(H29.3.8)

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における整合的な整備目標・見込み量を設定する。

【現状】



【将来】



(※1)その他:介護保険の要介護被保険者等が訪問看護等の提供を受ける場合、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに、医療保険の給付が行われる。

(※2)外来サービスを利用する者の一部には、居宅サービスを利用する者もあり

介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量についての考え方の整理(案)

第10回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1（一部改変）
(H29.3.8)

1. 基本的な考え方

在宅医療等の新たなサービス必要量について、将来の地域における在宅医療等の提供体制の整備が更に進むよう、適切な役割分担による受け皿の整備を進めていく必要があることから、以下のとおり、推計方法等の考え方を整理することとする。

2. 具体的な推計の考え方

(1)市町村別データについて

在宅医療等の新たなサービス必要量について、介護保険事業(支援)計画と整合性のとれた整備目標を検討するため、療養病床からの患者、一般病床からの患者の一部など、その構成要素のそれぞれの必要量を、市町村別に、以下の方法により推計する。

※①、②については、国から自治体に推計データを提供することを想定。③については、該当自治体間で対応することを想定。

① 2025年の各構想区域における在宅医療等の新たなサービス必要量を、2025年における市町村別の性・年齢階級別人口で按分する。

※ 2025年における市町村別の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月中位推計)』を用いることとする。

② 市町村別に按分した2025年(平成37年)の必要量から、第7期介護保険事業(支援)計画の終了時点(平成32年度末)、第7次医療計画の終了時点(平成35年度末)の数値を、比例的に推計する。

③ ①②で推計した値について、地域の実情に応じて調整を行う場合には、地域医療構想の構想区域ごとの推計と整合性が確保されるよう、構想区域内の市町村の必要量の合計と整合的であることを原則に、市町村間調整することとする。

(2)一般病床から生じる新たなサービス必要量について

一般病床から生じる新たなサービス必要量については、一般病床から退院する患者の多くは、退院後に外来により医療を受ける傾向にあることから、基本的には、外来医療により対応するものとして推計する。

(3)療養病床から在宅医療等で対応する新たなサービス必要量について

療養病床から在宅医療等で対応する新たなサービス必要量の受け皿の検討に際しては、入院中の患者の状態や、退院後の行き先、新たな施設類型の創設による転換の動向等を踏まえたものとすることが必要である。こうした点を踏まえ、以下の方法により推計する。

※①、②については、国もしくは都道府県において調査等を実施する事を検討。③については、該当自治体間で対応することを検討。

① 現行の療養病床のうち、平成35年度末までに、現在検討されている新たな施設類型や介護老人保健施設に転換する見込み量について、意向を踏まえること等により推計する。

② 新たなサービス必要量から、新たな施設類型等で対応する分を除いた上で、患者調査による退院後の行き先に関するデータ等を活用し、外来での対応を目指す部分、在宅医療での対応を目指す部分、介護サービスでの対応を目指す部分に按分する方向で今後検討を進める。

特に、外来、在宅医療、介護への按分に資するデータに関して、例えば療養病床に入院中の患者の状態や退院後に必要となる介護サービスの内容等を踏まえたデータなど、より有用なデータの収集方法について、今後さらに検討を進めることとする。

③ 按分された値について、市町村の実情に応じてサービスごとの調整を行う場合には、外来、在宅医療、介護の各受け皿で対応する量の合計が構想区域全体のサービス必要量と整合的であることを原則に、それぞれの増減で調整することとする。

本日の資料との関係

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1（一部改変）
(H29.6.30)

29 30年度 31 32 33 34 35 36 37 38年度

第7次 医療計画

(中間見直し)

第7期 介護保険事業(支援)計画

第8期 介護保険事業(支援)計画

第8次 医療計

地域医

第9期 介護 構想

38年度

(1)①市町村別の推計データ提供

(2)一般病床から生じる新たなサービス必要量

(3)②介護施設・在宅医療への按分の考え方

(3)①療養病床から介護医療院等へ
転換する見込み量

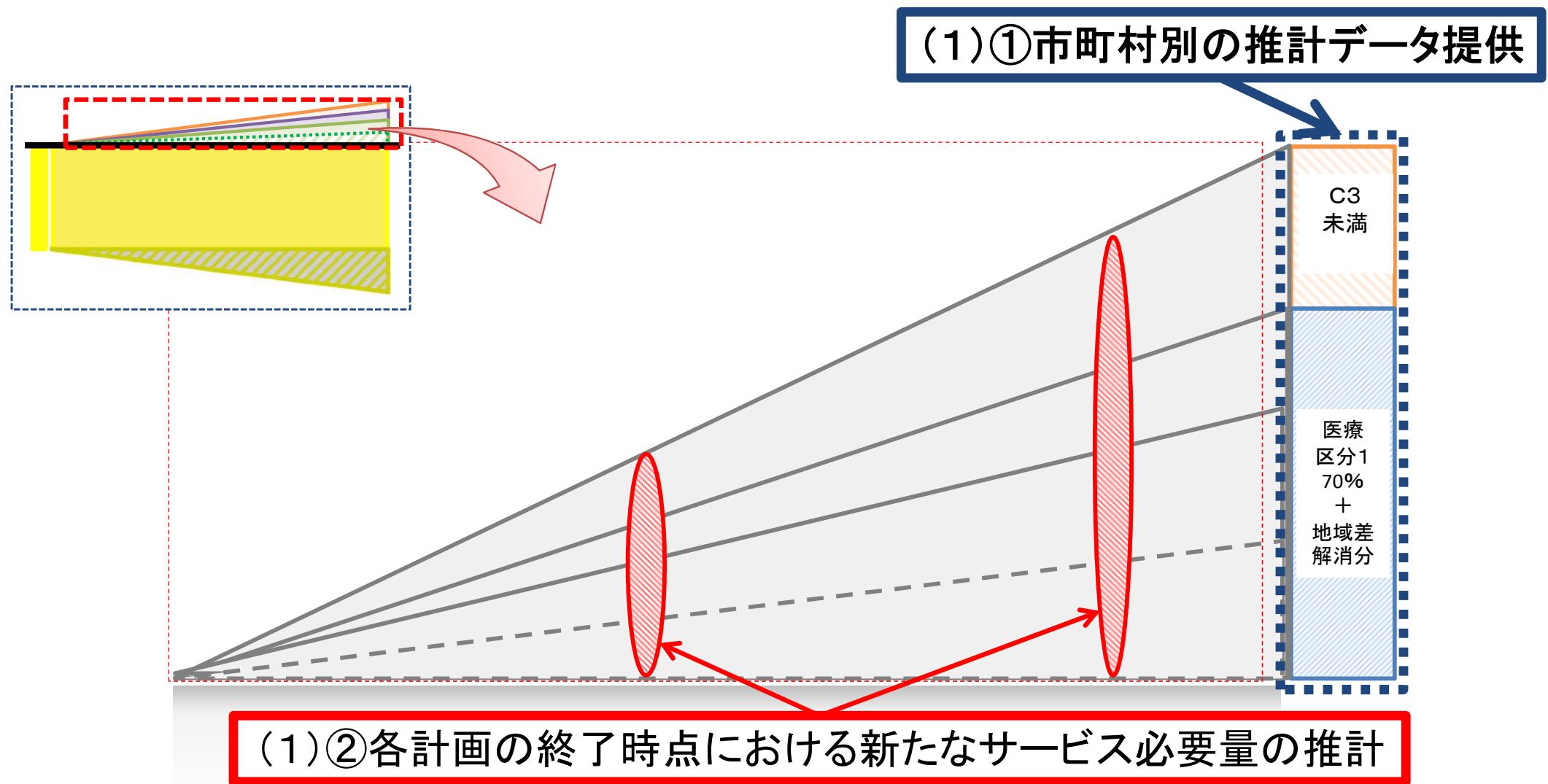
(1)②各計画の終了時点における新たなサービス必要量の推計

追加的な介護施設や在宅医療等
29.7.5
33.7.5
万人

医療区分1
70%
+
地域差解消分

C3
未満

③ 市町村別の推計データの考え方について



※番号はP.9を参照

(参考)市町村別データの算出方法のイメージ

第9回医療計画の見直し等に
に関する検討会 資料3（一部改変）
(H29.2.17)

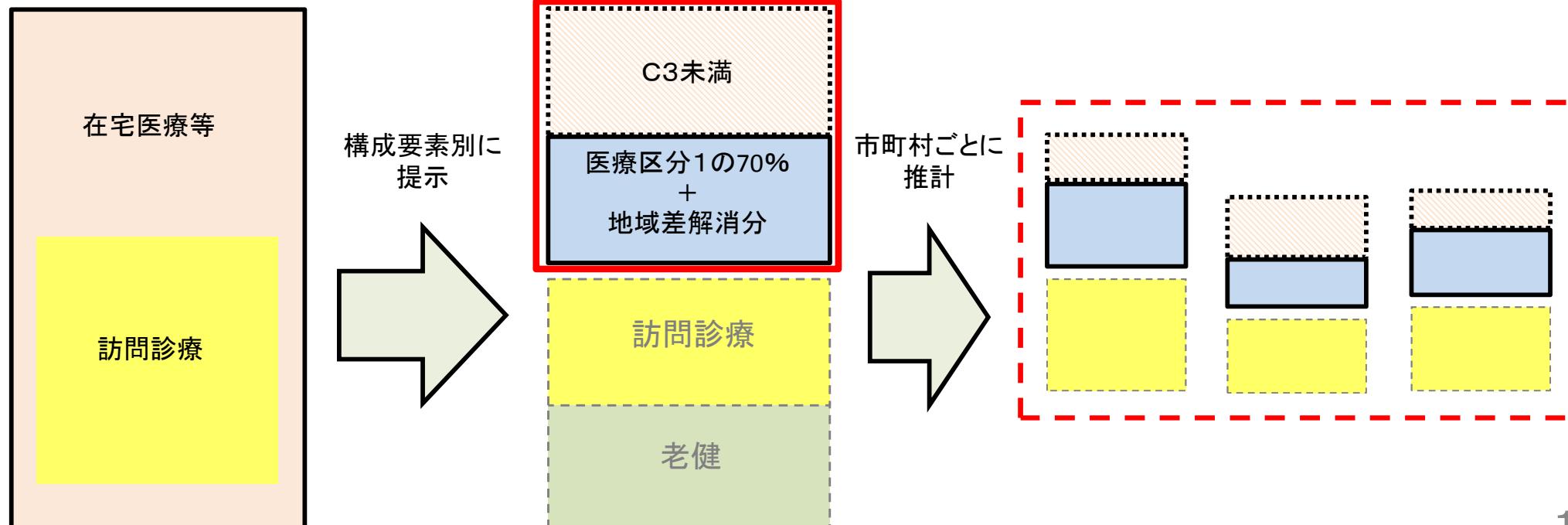
- 地域医療構想による推計は、構想区域単位のため、市町村単位の値はない。
- 介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量は、療養病床からの患者（医療区分1の70%等）、一般病床からの患者の一部など、いくつかの要素から構成される。

-
- 介護保険事業計画と整合性のとれた整備目標を検討するためには、これらの構成要素のそれぞれの必要量や、市町村別のデータが必要ではないか。
 - ただし、市町村別の必要量を推計するには、退院患者にどの程度介護サービスが必要となるのかといったデータが必要となるが、現時点においては、分析可能なデータに限界があることから、一定の仮定を置いて按分や補正等を行うこととしてはどうか。

（イメージ）

（現行）都道府県が把握しているデータ
→構想区域別（二次医療圏）

（今後）受け皿の検討に必要なデータ

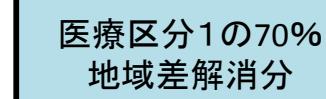


次期医療計画及び介護保険事業計画における整備量の設定について

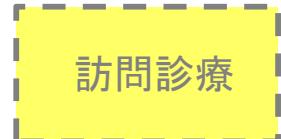
A構想区域



120人・日



180人・日



100人・日



市町村ごとに推計

第9回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料3
(H29.2.17)

市町村名	C3未満	医療区分1の70% 地域差解消分
B市		35
C市		45
D町		25
E町		30
F町		20
G村		10
H村		15
計	120	180

訪問診療



20



25



10



20



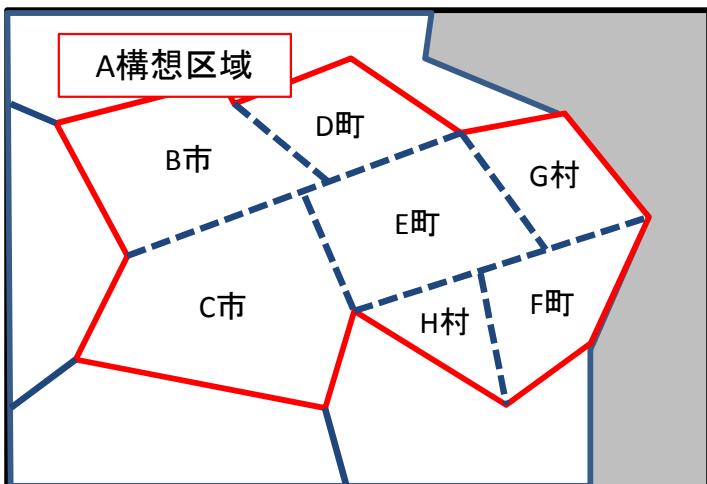
5



10



10



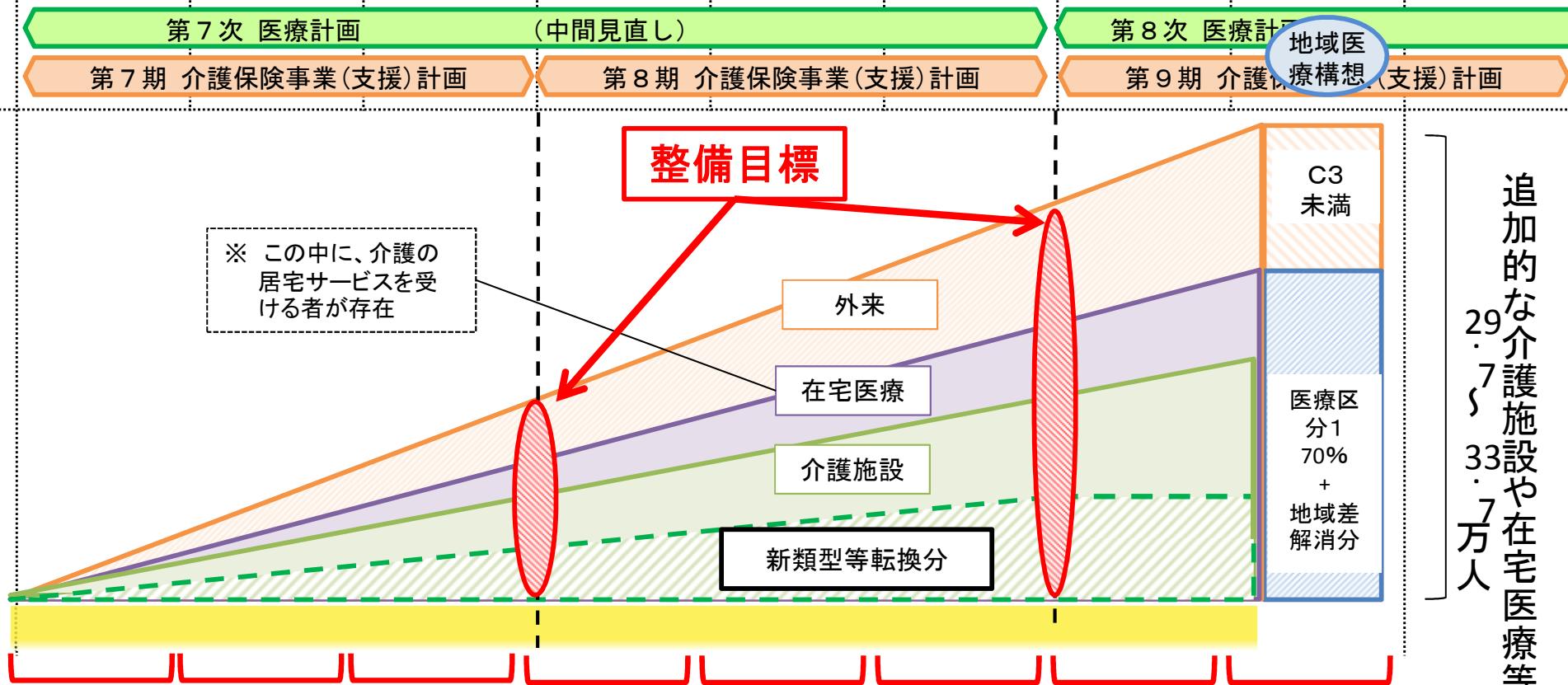
各計画の終了時点における新たなサービス必要量の推計方法(案)

- ② 市町村別に按分した2025年(平成37年)の必要量から、第7期介護保険事業(支援)計画の終了時点(平成32年度末)、第7次医療計画の終了時点(平成35年度末)の数値を、比例的に推計する。

第11回医療計画の見直し等に関する検討会 資料1
(H29.6.30)

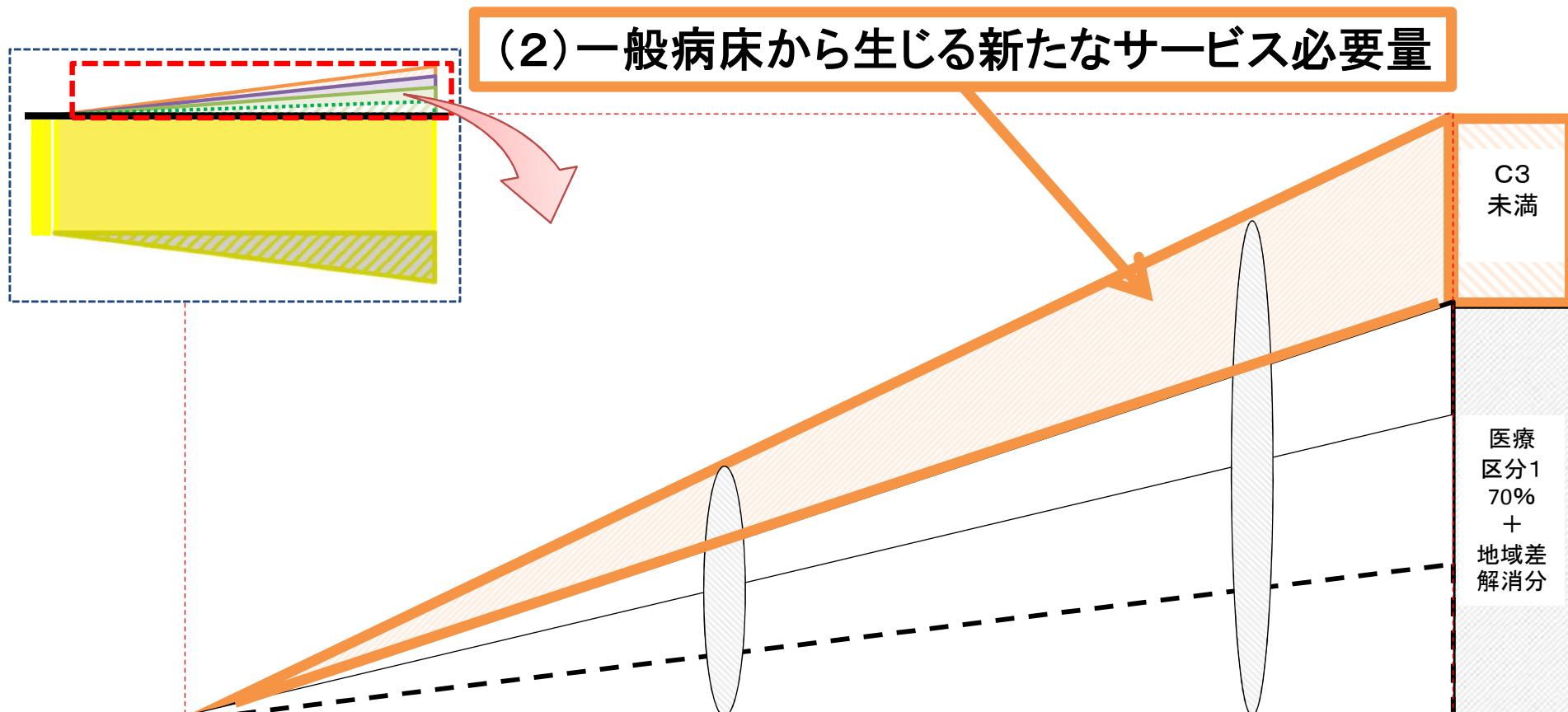
- 比例的に推計する方法について、具体的には、始点を平成30年、終点を平成37(2025)年度末と設定して行うことを基本とする。

29 30 31 32 33 34 35 36 37 38年度



2025年の新たなサービス必要量の推計値を、8年間で等比按分
(例)32年度末時点のサービス必要量=37年のサービス必要量×3／8

④ 一般病床から生じる新たなサービス必要量の受け皿の考え方について



※番号はP.9を参照

一般病床からの退院先の推移

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

- 一般病床からの退院先について、過去の調査結果においても、自宅かつ外来が大宗を占める。

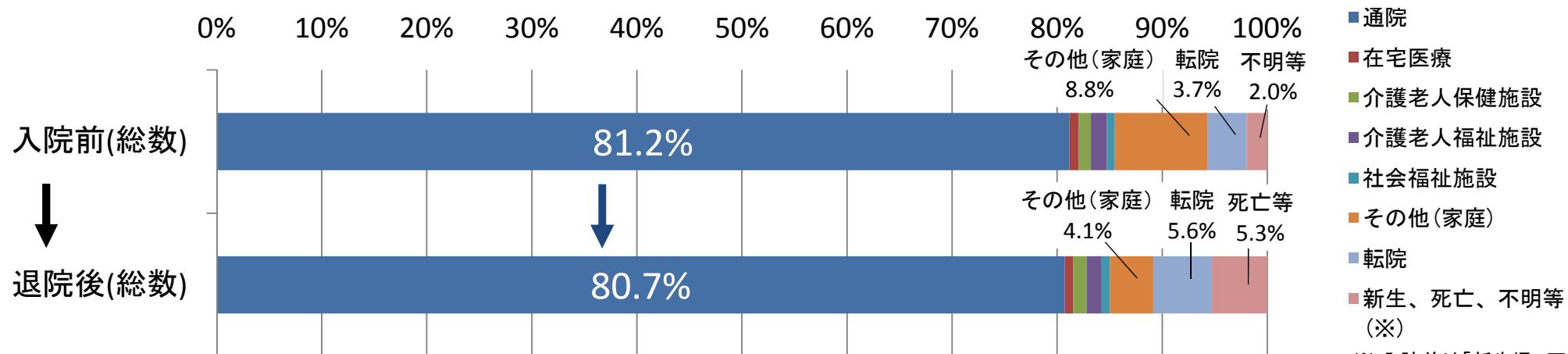
	(千人)		
	H20	H23	H26
総数	1063.7	1107.3	1172.2
家庭	922.2	957.5	1003.8
当院に通院	729.9	768.2	809.4
他の病院・診療所に通院	123.8	129.5	137.0
在宅医療(訪問診療・訪問看護等)	6.4	7.2	9.1
その他	62.1	52.7	48.3
他の病院・診療所に入院	50.9	53.5	65.5
地域医療支援病院・特定機能病院	6.9	8.2	9.7
その他の病院	42.6	43.9	54.0
診療所	1.4	1.4	1.8
介護老人保健施設に入所	12.2	13.3	15.5
介護老人福祉施設に入所	10.2	11.1	15.7
社会福祉施設に入所	3.4	4.9	10.0
その他(死亡・不明等)	64.7	66.9	61.8

一般病床における入院前及び退院先の状況

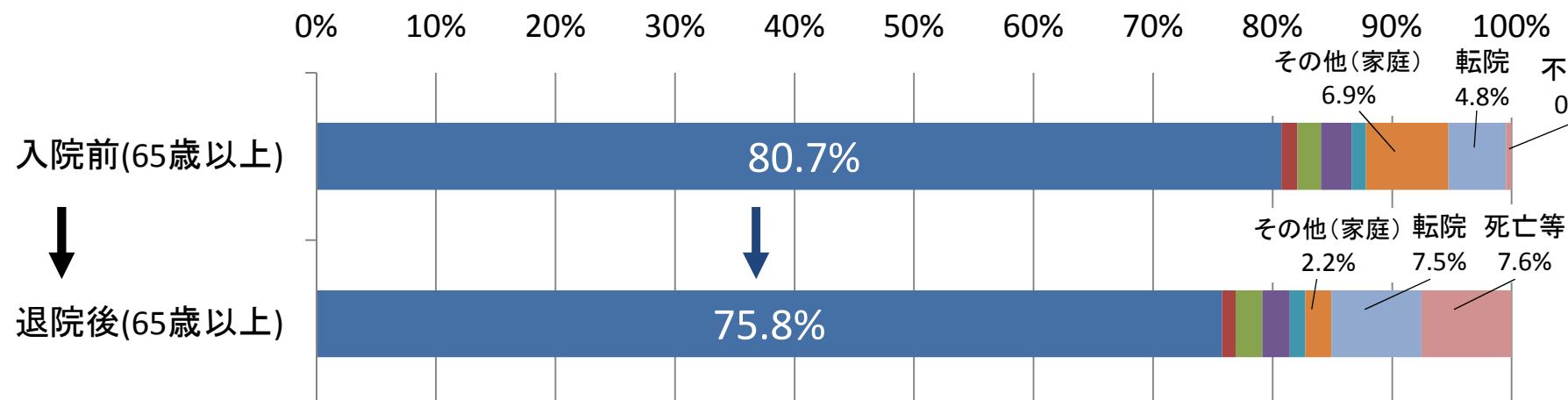
第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

- 一般病床の入院患者について、入院前の場所をみると、自宅から通院していた患者が約8割を占める。
- 65歳以上の患者に限ってみても、同様の傾向となっている。

【全年齢 (N=1172.2千人)】



【65歳以上 (N=673.6千人)】



一般病床から生じる新たなサービス必要量の受け皿の考え方（案）

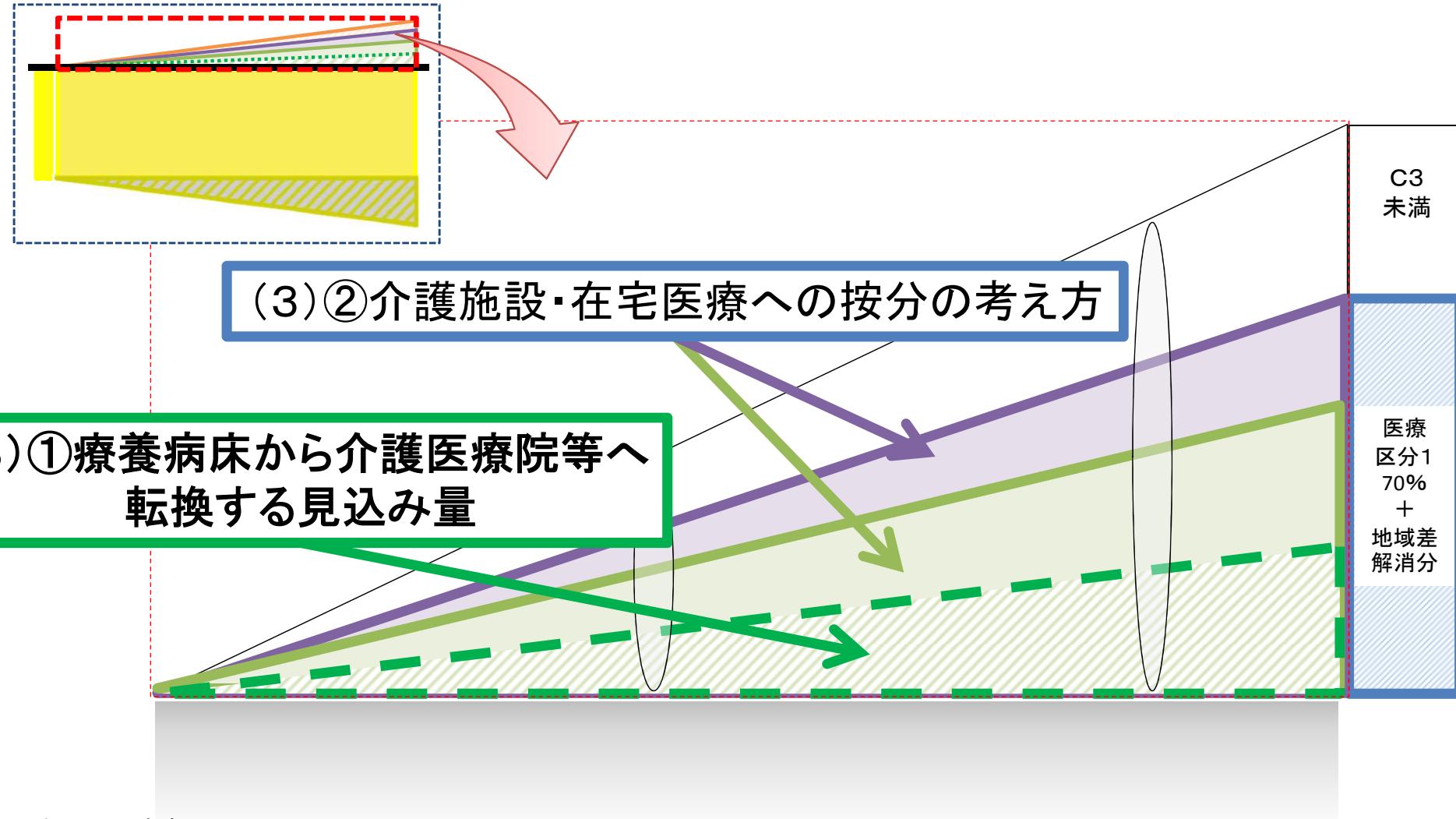
第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

- 一般病床から生じる新たなサービス必要量への対応について、患者調査における退院先別の患者数に関する調査結果を参考に、議論を進めてきた。
- 構成員からはこれまで、年齢階級別や経年推移のデータ、一般病床に入院する前の場所のデータなど、多角的に結果を参照し、慎重に検討すべきとの意見があったところ。
- 改めて、患者調査の結果を踏まえると、一般病床から退院する患者の大宗は、外来であることがみてとれる。



一般病床から生じる新たなサービス必要量については、外来医療により対応するものとして見込むことを基本としてはどうか。

⑤ 療養病床から生じる新たなサービス必要量の受け皿の考え方について

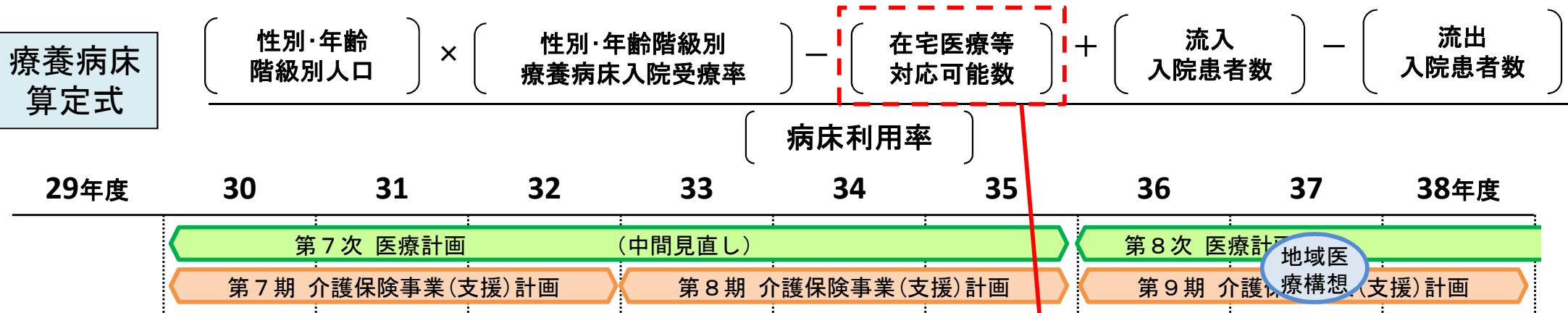


※番号はP.9を参照

療養病床の基準病床数算定式との関係について

第10回医療計画の見直し等に関する検討会 資料1 (一部改変)
(H29.3.8)

第7次医療計画中(平成30年度～平成35年度)の、療養病床の基準病床数の算定式における、在宅医療等対応可能数と、介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量のうち、療養病床からの必要量との間には、整合性が必要と考えられる。

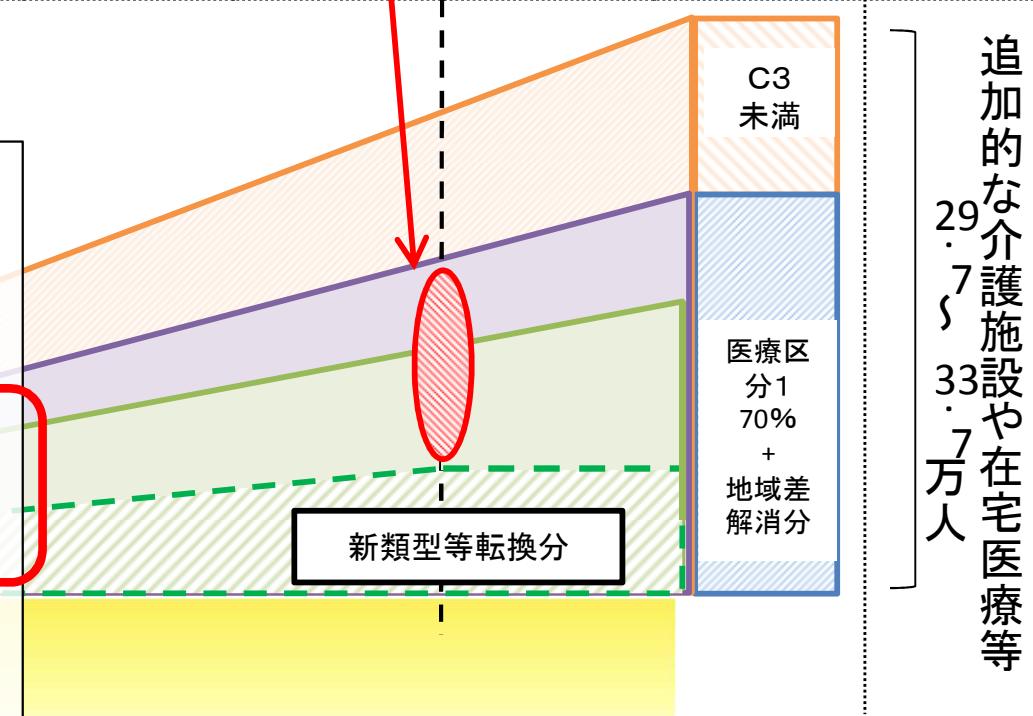


在宅医療等対応可能数の算定方法(案)

1. 新たなサービス必要量について
2025年(平成37年)の各構想区域(二次医療圏)における介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量から、療養病床の医療区分1の70%、入院受療率の地域差解消分について、第7次医療計画終了時点(平成35年度末)の数値を推計。

2. 新類型等転換分について
現行の療養病床のうち、平成35年度末時点において、現在検討されている新たな施設類型等に転換される病床の量。
(現在の介護療養病床等を想定)

3. 在宅医療等対応可能数について
平成35年時点の新たなサービス必要量から、新類型等転換分を除いたものを「在宅医療等対応可能数」とする。



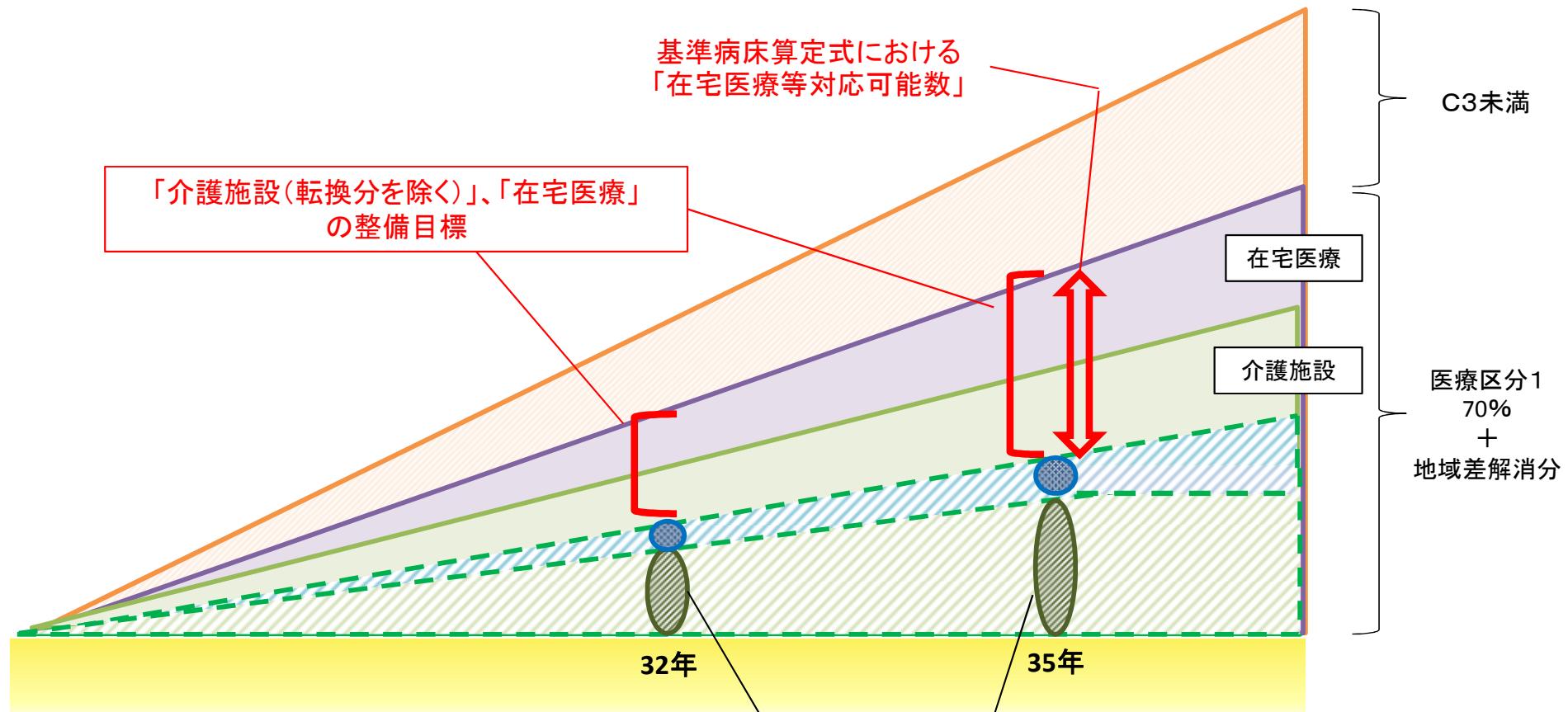
追加的な介護施設や在宅医療等

療養病床から介護医療院等へ転換する見込み量の把握（イメージ）（案）

- 医療療養病床については、都道府県と市町村の連携の下、平成32年度末、35年度末時点において転換する見込み量について調査を実施し、把握した数を下限として設定する。
※国は、調査すべき事項等を示す。

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(当日の議事に基づき一部改変)
(H29.6.30)

- 介護療養病床については、経過措置期間が平成35年度末とされていることを踏まえ、平成32年度末時点については調査により把握した数を下限とし、平成35年度末時点については全数に相当する数を、転換する見込み量として設定する。



	平成32年度末	平成35年度末
医療療養病床から転換する量	調査により把握した数を下限	調査により把握した数を下限
介護療養病床から転換する量	調査により把握した数を下限	介護療養病床の全数

患者調査の活用

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

- 医療療養病床から退院する患者の退院先の状況について、患者調査の結果をみると、以下のとおり。
- 自宅で在宅医療を受ける患者と、介護施設を利用する患者との比率は、約1:3となる。

(千人)

	H20	H23	H26
総数	37.7	38.5	44.1
家庭	19.1	18.3	21.2
当院に通院	10.1	9.1	9.6
他の病院・診療所に通院	6.2	6.7	8.8
在宅医療(訪問診療・訪問看護等)	1.3	1.2	1.5
その他	1.5	1.3	1.4
他の病院・診療所に入院	5.3	4.7	5.0
地域医療支援病院・特定機能病院	0.8	1.1	1.2
その他の病院	4.3	3.5	3.7
診療所	0.1	0.1	0.1
介護老人保健施設に入所	2.9	3.0	3.1
介護老人福祉施設に入所	1.6	1.4	1.7
社会福祉施設に入所	0.8	1.3	1.4
その他(死亡・不明等)	8.1	9.9	11.7

在宅医療:介護施設
=1:3

国保データベース（KDB）システムの活用

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)



- 「国保データベース(KDB)システム」とは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)等から、保健事業等の実施に資する資料として①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。(平成25年10月稼働開始)
※KDBシステム運用状況(平成29年5月末現在) 「市町村数1,741中 1,736市町村(99%)」

KDBシステムが保有する情報

○ 健診・保健指導情報

- ・健診結果情報、保健指導結果情報 等

○ 医療情報(国保・後期高齢者医療)

- ・傷病名、診療行為、診療実日数 等

○ 介護情報

- ・要介護(要支援)状態区分、利用サービス 等

- KDBシステムを活用して医療保険と介護保険の審査・支払情報を加工したデータを抽出し、分析することで、医療機関を退院した者のうち、退院後に介護保険サービスを利用する者の動向等を統計として把握することも可能。

<分析例>

療養病床から退院した高齢者(65歳以上)における介護サービスの利用状況(同一県内の3市町村の分析例)

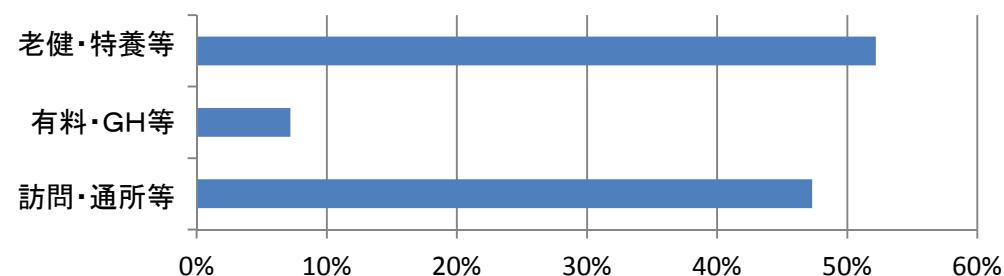
- ・療養病床から退院した高齢者(65歳以上。医療区分1)のうち、退院後介護サービスを利用した者の割合

27年4月～8月までの退院患者:251人

退院後6ヶ月以内に介護サービスを利用した者:207人

*上記の算出に当たっては、入院、退院、介護サービスの利用を、入院レセプトの有無、介護レセプトの有無等で定義判定

- ・療養病床から退院した高齢者(65歳以上。医療区分1)のうち、退院後介護サービスを利用した者の利用動向



病床機能報告の活用

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

- 病床機能報告においては、「入院前の場所、退院先の場所別の患者の状況」、「退院後に在宅医療を必要とする患者の状況」について、病棟ごとに報告することとしている。

報告様式のイメージ(平成28年度病床機能報告)

7. 入棟前の場所・退棟先の場所別の入院患者の状況【平成28年6月の1か月間】

※「新規入棟患者数」及び「退棟患者数」の考え方は、上記の「6. 入院患者数の状況」と同様になります。

① 新規入棟患者数【平成28年6月の1か月間】《自動計算により算出》

入 棟 前 の 場 所	上記①のうち、院内の他病棟からの転棟	(49) (50)	人
	上記①のうち、家庭からの入院	(51)	人
	上記①のうち、他の病院、診療所からの転院	(52)	人
	上記①のうち、介護施設・福祉施設からの入院	(53)	人
	上記①のうち、院内の出生	(54)	人
	上記①のうち、その他	(55)	人

② 退棟患者数【平成28年6月の1か月間】《自動計算により算出》

退 棟 先 の 場 所	上記②のうち、院内の他病棟へ転棟	(56) (57)	人
	上記②のうち、家庭へ退院	(58)	人
	上記②のうち、他の病院、診療所へ転院	(59)	人
	上記②のうち、介護老人保健施設に入所	(60)	人
	上記②のうち、介護老人福祉施設に入所	(61)	人
	上記②のうち、社会福祉施設・有料老人ホーム等に入所	(62)	人
	上記②のうち、終了（死亡退院等）	(63)	人
	上記②のうち、その他	(64)	人

8. 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況【平成28年6月の1か月間】

① 当該病棟から退院した患者数【平成28年6月の1か月間】《自動計算により算出》

※上記の7.①～②「退棟患者数」のうち、(58)「家庭へ退院」～(64)「その他」の患者数の合計と一致すること

上記①のうち、退院後1か月以内に在宅医療を必要としない患者（死亡退院を含む）

上記①のうち、退院後1か月以内に自院が在宅医療を提供する予定の患者

上記①のうち、退院後1か月以内に他施設が在宅医療を提供する予定の患者

上記①のうち、退院後1か月以内の在宅医療の実施予定が不明の患者

(65)	人
(66)	人
(67)	人
(68)	人
(69)	人

療養病床から生じる新たなサービス必要量の受け皿の考え方（案）

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

（患者調査を活用する場合）

- 患者調査の結果を活用する場合、都道府県や市町村の新たな調査等の負担が生じることなく利用できるが、結果の精度について、例えば医療区分といった患者の状態等については含まれていない。

また、訪問診療を利用する患者を検討するにあたっては、自宅で利用する場合に限定され、有料老人ホームでの訪問診療の状況を把握できない。

（国保データベース（KDB）を活用する場合）

- KDBを活用する場合、医療区別に患者の退院先を把握することや、当該患者の介護サービスの利用量を把握することも可能であるが、市町村等による相応の作業負担が生じる。

（病床機能報告を活用する場合）

- 病床機能報告を活用する場合、その退院患者数の報告は6月の1か月分の状況に限られるため、平均在院日数が長く、退院患者数の少ない療養病床については、その検討に当たって必ずしも十分な量のデータとなっていない可能性がある。



- 受け皿の整備目標の検討に資するデータについて、既存の調査や報告の結果は一長一短。
- どのようなデータを用いるかは、各調査・報告の性質を理解した上で、地域で協議して判断することとする。

⑥ 目標の中間見直しについて

目標の中間見直しについて(案)

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)

- 整備目標については、医療計画の中間年及び第7期介護保険事業計画の終期において見直すこととし、その際、協議の場を活用して実績を評価した上で、次の整備目標に反映することを基本とする。

29年度

30

31

32

33

34

35

36

37

38年度

